

学校いじめ防止基本方針

秦野市立北小学校

秦野市立北小学校いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 学校のいじめ防止に向けた方向性・目標

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、教育目標「心豊かに たくましく 確かな学力を身につけた子どもの育成」をもとに、「自己肯定感を高める仲間づくり」を具体的な目標（めざす子ども像）の1つとして位置づけ取組を進めているところです。この理念は今後とも継続されるべきものであり、私たち北小学校教職員は、学校教育推進の重要な視点として常に意識をもって実践に携わることが求められています。

いじめ防止に向けた取組は、「対処」「対応」「土壌づくり」の3つの視点が必要です。発生した事案に対して保護者と連携し真摯にその解決に向けて努力を尽くす「対処」、早期発見のための調査活動や相談活動等の「対応」、日常的に人権教育や道徳教育の実践や、児童と共にいじめ撲滅のための運動や活動を重ねる「土壌づくり」の3つの視点です。それぞれの視点に立ち、北小学校のいじめ防止に係る基本方針をここに定めます。

(2) いじめの定義・いじめの理解

「いじめ」は、いじめ防止対策推進法第2条で定めたとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努めることが必要です。

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることも指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知

した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) いじめの防止

○未然防止のための取組

- ・学校や家庭において子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、「命を尊ぶ心」や「他者を思いやる気持ち」を育みます。
- ・子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、あいさつ運動等を通して、コミュニケーション能力等の育成に努めます。
- ・情報社会の一員として自覚をもって、適切に行動する態度を身につけることができるように、情報モラル教育の充実に取り組めます。
- ・いじめの背景にある、子どもたちが抱えているストレスに対し、一人ひとりの努力を認め、本人に安心感を与え自信を持たせることにより、適切に対処できる力を育みます。
- ・北友会を主体に「いじめのない学校」にするための手立てについて、各学級や代表委員会等で話し合いを深め、その実現に努めます。
- ・校外学習や森林体験学習等の体験活動を通して、生物同士のつながりや森林の果たす役割について理解させ、自然を愛し、心身ともにたくましく心豊かな児童の育成に努めます。

○教職員の資質能力向上を図る取組

- ・日頃より学年を基本としたチームでの組織的な運営に努め、学年経営や学級経営についての情報交流を密に行います。
- ・いじめについて校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・いじめの早期発見に向け、学校においては教員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように児童相談所や養護学校等と連携し研修を深め、教員の資質や能力の向上を図ります。
- ・校内研究会や学年研究会を通し、わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫を行います。

(2) 早期発見

○いじめの早期発見のための取組

- ・いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題であるという認識を持ち、日ごろから子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。また、教員の資質や能力の向上を図るために、学年を基盤とした組織的な情報交流や啓発活動に積極的に努めます。
- ・月一回行われる定例の児童指導委員会・北小学校いじめ防止会議を通し、子どもたちの様子を把握するとともに情報収集を行い、いじめの早期発見に努めます。
- ・子どもが発する小さなサインを見逃さないため、休み時間等の子どもの雑談などを活用し、いじめの兆候を早期にキャッチし、適切な対応ができるように努めます。
- ・定期的な学校生活振り返りアンケート調査等を実施するなど、児童がいじめを訴えやすい環境・雰囲気づくりに努めます。
- ・幼、中との情報交換を必要に応じて行います。また、保護者や地域の方とも連携し、いじめについての情報収集に努めます。

(3) いじめに対する措置

○いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

○所轄警察署との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

○いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめられた児童の安全を確保します。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

○いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめた児童にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

○インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

○いじめ発見から対応にいたるフロー図

別紙①

(4) 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置

○組織の役割

「北小学校いじめ防止会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「北小学校いじめ防止会議」を設置し、月に1回開催します。

この他、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

○構成員

校長・教頭・教務・児童指導主任・スクールカウンセラー・教育相談コーディネーター・養護教諭・児童指導担当等で構成します。

○組織と教育相談体制

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正をします。
- ・いじめに関する相談・通報への対応をします。

○組織と児童指導体制

各学年児童指導部員より学年教員へ連絡し、指導の共通理解を図ります。必要に応じて職員会議を行います。

(5) 重大事態への対処

○重大事態の発生と調査

①重大事態の意味

ア いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

イ いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

ウ 児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。

③調査の主旨

ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

イ 市教育委員会への調査結果の報告

④調査の主体

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、「いじめ防止対策推進法」第 22 条の規定に基づき学校に常設する「北小学校いじめ防止会議」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するように努めることとします。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当するときには、教育委員会において調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと当該学校を設置する教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

⑤調査を行うための組織について

「北小学校いじめ防止専門会議」を設置します。

ア 役割

いじめ行為がいつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする役割を担います。

イ 構成員

「北小学校いじめ防止会議」を母体とし、公平性・中立性を確保するように努め、教育委員会の指導・助言のもとにメンバーを決定します。

⑥事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、上記の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

⑦重大事態に係るその他留意事項

学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に協力の要請を行います。

○調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明をします。

② 調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態についての調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告します。なお、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書を添えて、教育委員会を通じて調査結果を市長へ報告します。

○重大事態への対応フロー図

別紙②

(6) いじめ防止のための年間計画

学校行事予定表参照

(7) その他留意事項

秦野市教育委員会教育指導課、秦野警察署生活安全課、秦野市こども家庭支援課こども若者相談担当、平塚児童相談所、地域民生委員、保護司等関係組織との連携及び情報共有については必要に応じて随時行うものとします。